

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	幼稚園一斉メール配信における外部結合等について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局教育調整課）

事業の概要

事業名	幼稚園一斉メール配信						
担当課	教育調整課						
目的	区立幼稚園から、防犯・防災、事件・事故、行事等に関する緊急情報等を一斉に提供することにより、子どもの安全を確保するとともに、円滑な幼稚園の運営に資することを目的とする。						
対象者	区立幼稚園に在籍する園児の保護者						
事業内容	<p>従来は、電話連絡網により情報提供を行っていたが、迅速、確実に正確な情報提供をできるようにするため、各区立幼稚園が、委託業者のメール配信システムを通じて、登録している保護者に対し、一斉にメール配信するシステムを導入する。</p> <p>保護者は、在籍する幼稚園 ID（セキュリティコード）が記載された登録案内を幼稚園から受け取り、携帯電話・スマートフォンやパソコンから指定のメールアドレスに空メールを送り、折り返しメールに貼られた URL をクリックして、①学年、②園児・保護者氏名を入力する。この際、メールアドレスは自動的に登録され、システム登録は完了する。</p> <p>各区立幼稚園では、インターネットを通して各管理者専用サイトにアクセスし、文章を作成して保護者へメール送信するほか、転園に伴う登録者の削除等登録者情報の管理をする。</p> <p>登録用サイト及びメール作成サイトの管理、登録者情報の管理、メール配信、サーバーの管理を委託業者が行う。</p> <p>登録件数は、3,000件程度を見込む。</p> <p>幼稚園一斉メール配信のスケジュール</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成28年4月</td> <td>委託契約締結</td> </tr> <tr> <td>5月～8月</td> <td>システム構築、動作テスト、幼稚園操作説明</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>運用開始</td> </tr> </table>	平成28年4月	委託契約締結	5月～8月	システム構築、動作テスト、幼稚園操作説明	9月	運用開始
平成28年4月	委託契約締結						
5月～8月	システム構築、動作テスト、幼稚園操作説明						
9月	運用開始						

件名 幼稚園一斉メール配信における外部結合について

保有課 (担当課)	教育調整課
登録業務の名称	幼稚園一斉メール配信
結合される情報項目 (だ れの、どのような項目か)	【配信を希望する区立幼稚園に在籍する園児の保護者に係る情報項目】 氏名、園児氏名、幼稚園名及び学年、保護者メールアドレス、配信内容
結合の相手方	見積競争により決定した委託業者
結合する理由	1 管理者専用サイトにおいてメール配信を適切かつ正確に行うとともに、 保護者へ迅速に情報提供を行うため 2 登録内容の確認や転園に伴う登録者の削除等、登録者情報を正確に管理 するため
結合の形態	イントラネットパソコンからインターネットを通して管理者専用サイトに アクセスし、処理する。
結合の開始時期と期間	平成28年4月下旬から平成29年3月31日まで (以降継続)
情報保護対策	1 登録処理、管理者専用サイト等個人情報に関する通信はSSLによる通信 サービスを適用する。 2 収集した個人情報は暗号化して管理する。 3 管理者専用サイトへのアクセスにあたっては、ID 及びパスワードで行 う。

件名 幼稚園一斉メール配信に関する業務の委託について

保有課(担当課)	教育調整課
登録業務の名称	幼稚園一斉メール配信
委託先	見積競争により決定した委託業者
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【配信を希望する区立幼稚園に在籍する園児の保護者に係る情報項目】 氏名、園児氏名、幼稚園名及び学年、保護者メールアドレス、配信内容
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	幼稚園一斉メール配信の維持管理には専門知識及びノウハウが必要であるため
委託の内容	1 登録用サイト及びメール作成サイトの管理 2 登録者情報の管理 3 メール配信 4 サーバーの管理
委託の開始時期及び期限	平成28年4月下旬から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 プライバシーマークの認定を受け、適切に個人情報を取り扱い、管理する体制があるものであることを契約条件に付す。 3 システム登録者数やメール配信状況を確認できるようにする。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 登録処理、管理者専用サイト等個人情報に関する通信はSSLによる通信サービスを適用する。 2 収集した個人情報は暗号化して管理する。 3 管理者専用サイトへのアクセスは、ID及びパスワードで行う。 4 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールやウイルス対策ソフト等を設置する。 5 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 6 サーバー等設備機器は入退室管理がシステムにより管理され、24時間監視体制が確保されている場所に設置する。また、サーバーラックごとに専用の鍵により施錠を行う。 7 委託業務により保有した個人情報については、委託終了後、速やかに委託事業者から区に返却させる。 8 サーバー内の委託業務に係る電子情報については、委託終了後、消去させ、区職員が必要に応じ消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を出すものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。